

# 平成25年度 消費生活講座

平成25年9月4日一部修正

## ◆目的

私たち消費者を取り巻く環境は、インターネットやスマートフォンの普及等に見られるような通信網の急激な発達等により、複雑化、専門化しています。被害を受ける年齢層も幅広く、特に、高齢者を狙った未公開株被害等の詐欺まがい事案や健康食品の送りつけ事案が増加しており、解決が困難なケースも少なくありません。

消費者教育の推進に関する法律の基本理念である、消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育成するという観点からも今日的な消費者問題を学び、さらに、地域における消費者啓発や高齢者被害防止のために役立てていただくことにより、地域全体の被害防止につなげることを目的に、以下のとおり消費生活講座を開催します。

## ◆日時・内容

回	日時	内容	場所
1	10月9日(水) 13:30～15:30	テーマ：「最近の消費生活相談事例から」 ～気を付けようあんな手口・こんな手口～ 講師：相楽消費生活センター相談員	相楽会館 大ホール
2	10月23日(水) 13:30～15:30	テーマ：「本当に必要ですか、その健康食品」 講師：管理栄養士 友藤 弘子氏	相楽会館 大ホール
3	<del>11月6日(水)</del> <del>※定員に達しました</del> 11月7日(木) 13:30～15:30	テーマ：「スマートフォンの使い方」 ～実際にスマートフォンを使ってみよう～ 講師：NTTドコモ	相楽会館 大ホール
4	11月21日(木) 13:30～15:30	テーマ：「通信トラブルのあれこれ」 ～うまく付き合えばこんなに便利～ 講師：弁護士 岡田 崇氏	相楽会館 大ホール

※講師の都合により、内容を変更する場合があります。

- ◆募集定員 50人程度（各講座ごと）  
※第3回は20人
- ◆参加資格 木津川市及び相楽郡に在住・在勤・在学の方
- ◆参加費 無料
- ◆主催 相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）
- ◆申込方法 電話・FAXのいずれかの方法で「消費生活講座参加希望」の旨と、氏名、住所、電話番号、参加予定日をお伝えください。  
※FAXの場合は、下記申込書をご利用ください。
- ◆締め切り **9月20日（金）※先着順**
- ◆問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
木津川市	観光商工課	(0774)75-1216	精華町	産業振興課	(0774)95-1903
笠置町	企画観光課	(0743)95-2301	南山城村	産業生活課	(0743)93-0101
和束町	農村振興課	(0774)78-3001	相楽郡広域事務組合	事務局	(0774)72-0421

◆申し込み先◆  
**相楽郡広域事務組合**  
 （相楽消費生活センター）  
<http://www.souraku-kyoto.or.jp>  
 〒619-0214  
 木津川市木津上戸15 相楽会館内  
 TEL (0774) 72-0421 FAX (0774) 72-0470

＜ 平成25年度 消費生活講座 申込書 ＞

相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）宛

（FAX：0774-72-0470）

(フリガナ)		住所又は勤務地の市町村	TEL	
氏名			FAX	
参加予定日 <small>(○で囲んでください。)</small>	1回(10/9) 2回(10/23) 3回(11/7) 4回(11/21)			

※いただいた個人情報につきましては、本講座の運営以外に使用いたしません。